# 令和8年度(2026年度) 保育所入所 電子申請による申込の手引き

### 問合せ先 (送付先)

鳥取市健康こども部こども家庭局幼児保育課 入所認定係 〒680-0845 鳥取市富安二丁目138-4

TEL: 0857-30-8457

鳥取市役所ホームページ



# 市役所窓口への来庁不要

申込期間中、ご自宅から24時間お持ちのスマートフォンやパソコンから申し込みができます。 市役所への来庁が不要になり、時間調整の必要がありません。

# 一問一答で申し込み完了

画面に表示される、ご家庭やお子さまの状況に関する質問に答えていくだけで、申し込みが完了します。必須の質問項目は多いですが、回答の内容によって質問や説明文が変化していくため、紙の申請書のように記入に迷うことがなくなり、入力漏れなく申し込みが完了します。

# **添付書類は写真またはデータを添付**

申し込みに必要な書類(マイナンバー関係書類を除く)は、写真またはデータを申込フォームに添付していただきます。詳しくは本手引きをご確認ください。



# 電子申請の対象者

### 電子申請による申し込みができる方

- 〇 鳥取市に住民登録がある方
- 〇 入所希望日までに、鳥取市に転入する予定の方
  - ※入所希望日までに鳥取市に住民票の確認が出来ない場合は、入所取消になります。

### 次に該当する方は、電子申請での申し込みができませんのでご注意ください。

- ・市外から鳥取市の保育所等への申し込み(鳥取市に転入せず市外から通う方)
- ・市外への申し込み(鳥取市から転出する方)
- ・市外への申し込み (転出せず鳥取市から通う方)
- ・医療的ケアが必要な児童



幼児保育課へご相談ください。

# 受付期間

### 令和8年4月1日入所

【**1次申込**】 令和7年10月14日(火)~令和7年11月5日(水)

○結果通知:令和7年12月末予定

【**2次申込**】 令和7年12月1日(月)~令和8年1月7日(水)

○結果通知:令和8年2月中旬予定



### 令和8年4月2日以降の入所

入所希望月	申込期間	入所希望月	申込期間
4月2日~30日	2月 2日(月)~2月17日(火)	10月	7月17日(金)~ 8月17日(月)
5 月	2月18日 (水) ~3月17日 (火)	11月	8月18日(火)~ 9月15日(火)
6 月	3月18日(水)~4月16日(木)	12月	9月16日(水)~10月15日(木)
7月	4月17日(金)~5月17日(日)	1月	10月16日(金)~11月17日(火)
8月	5月18日(月)~6月17日(水)	2月	11月18日(水)~12月16日(水)
9月	6月18日(木)~7月16日(木)	3月	12月17日(木)~ 1月17日(日)

○結果通知 入所希望月の前月10日までに郵送または電話でお知らせします。

※希望する保育所等に入所できない場合は、入所希望月の前々月中に電話します。

# 電子申請の事前準備

### 1. 希望園選び

送迎時間や開所時間、実費徴収などを考慮し、希望する保育所等を選びます。希望する施設の設備や実際の保育の雰囲気を確認するため、申込前に見学することをお勧めします。

**※見学については、各施設に直接お問い合わせください。** 

### 2. 必要書類の準備

保育所等の入所申込に必要な書類を準備します。勤務先に発行を依頼する「就労証明書」などの各種証明書は、発行に時間がかかる場合が多いので、早めに準備しておきましょう。

※証明書は、申込日から3カ月以内の証明日のもののみ有効です。

#### ○保育ができないことを証明する書類

父母それぞれ必要です。

入所案内(6ページ)「保育ができないことを証明する書類について」のQRコードを読み取りのうえ、必要な書類を確認し、ご準備ください。

#### ○その他の書類(該当者のみ)

入所案内(7ページ)を参考にして、必要な書類を確認し、ご準備ください。

# 電子申請の事前準備

### 3. 機器の準備(1)

電子申請には、インターネットに接続できる環境と、パソコン・スマートフォンが必要になります。マイナンバーカードの 有無やお手持ちの機器がマイナンバーカードの読み取りに対応しているかで、手続方法が異なりますのでご注意ください。

- ① マイナンバーカード パソコン マイナンバーカードの読み取りに対応しているICカードリーダ
- ② マイナンバーカード マイナンバーカードの読み取りに対応しているスマートフォン

○お使いの端末に電子署名用のアプリケーションやソフトのインストールが必要になる場合があります。



申請完了後、申込期間中に保護者は**申請者(代表保護者)のマイナンバーがわかるもの** (マイナンバーカードの裏面のコピーなど)を幼児保育課に提出(郵送・持参)する必要があります。

マイナンバーカードで個人認証を行う際、公的個人認証署名用パスワード(アルファベット+数字)が必要になります。あらかじめご確認ください。

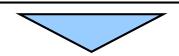
# 電子申請の事前準備

### 3. 機器の準備(2)

電子申請には、インターネットに接続できる環境と、パソコン・スマートフォンが必要になります。マイナンバーカードの 有無やお手持ちの機器がマイナンバーカードの読み取りに対応しているかで、手続方法が異なりますのでご注意ください。

#### 【前ページの①、②以外の方】

- ・マイナンバーカードを持っていない方
- ・マイナンバーカードは、持っているが、マイナンバーカードの認証に対応した機器をお持ちではない方



申込完了後、申込期間中に保護者は「個人番号(マイナンバー)申告書」を鳥取市公式ホームページからダウンロード・印刷し、必要事項を記入のうえ、(A) 申請者(代表保護者)の個人番号(マイナンバー)確認書類と(B) 申請者(代表保護者)の本人確認書類を(C)「個人番号(マイナンバー)申告書」とともに、幼児保育課に提出(郵送・持参)する必要があります。

※郵送の場合は、〇「個人番号(マイナンバー)申告書」は原本、Aマイナンバー確認書類とB本人確認書類はコピーを郵送してください。 ※申請者(代表保護者)以外が窓口に持参する場合は、「委任状」も必要になります。

### 4. 入力項目の確認

入力項目が非常に多いため、実際の入力作業に入る前に内容をご確認ください。入力項目は、以下のURLから確認できます。URL: https://www.city.tottori.lg.jp/www/contents/1756358562066/simple/sample.pdf

※世帯員の生年月日、祖父母の住所・生年月日、児童の健康状況などは、事前に調べておくと入力がスムーズに行えます。

① 鳥取市公式ホームページにアクセス



② トップページ画面のサイト内検索に「保育所 入所」と入力し、検索 「令和8年度保育所等入所申込について」を選択





### ③ 申込を行うリンクを選択

#### 3.申込み方法

とっとり電子申請サービス(鳥取市) より申込みしてください。

令和7年度保育所等入所申込みから申入方法を電子申請に変更しています。

※電子申請による申請ができない方は、幼児保育課しご相談ください。

※転園希望(既に入所中)の場合も下記のリンクから申請してください。

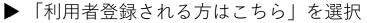
令和8年度保育所等入所申込電子申請リンクは、こちらをご覧ください。



リンク先に申込フォームのURL・ QRコードが掲載されています。

- ④ 申請者の利用者登録
- ※マイナンバーカード読み取りありで申請する方は、利用者登録が必要です。
- ※利用者登録をせずに申し込む方(マイナンバーカード読み取りなしで申請する方)は、「利用者登録をせずに申し込む方はこちら」から入力も可能です。
- ※既にとっとり電子申請サービス(鳥取市)の利用者登録がお済の方は、次のページへお進みください。





▶ 利用規約をご確認のうえ「同意する」を選択





- ▶メールアドレスを入力し、「登録する」を選択
- ▶ 登録したメールアドレスに、URLが届きますので、利用者登録を 行ってください。
- ※迷惑メール対策等を行っている場合、次のアドレスのメールを 受信できるように設定してください。@apply.e-tumo.jp

⑤ ログイン・申込内容の入力

利用者登録が完了後、再度鳥取市公式ホームページから申込フォームを選択し、登録した利用者IDとパスワードでログインしてください。ログイン後、入力項目に従って必要事項を入力してください。



### 注意点

- ・入力内容が多いため、あらかじめ入力項目を確認 し、添付データをご準備のうえ、入力作業を開始し てください。
- ・2人以上の申し込みをする際は、1人ずつ入力する必要があります。
- ※2人目以降の申し込みをする際、1人目の申し込みで入力した内容をコピーして利用することができます。詳細は、18ページを参照してください。

事前にホームページに掲載されている入力項目を確認しておき、調べておくとスムーズに入力できます!

マイナンバー読み取りありの場合は、マイナンバーカードの検証を行います。認証の注意事項は16ページを参照してください。

⑤ ログイン・申込内容の入力 (機能紹介1)

### 入力時の注意点

○システムの都合上、作業時間が120分を超えるとタイムアウトし、入力内容がすべて消えてしまいます。





電子申請システムの操作方法や、動作環境などについて不明点がある場合にはこちらをご確認ください。

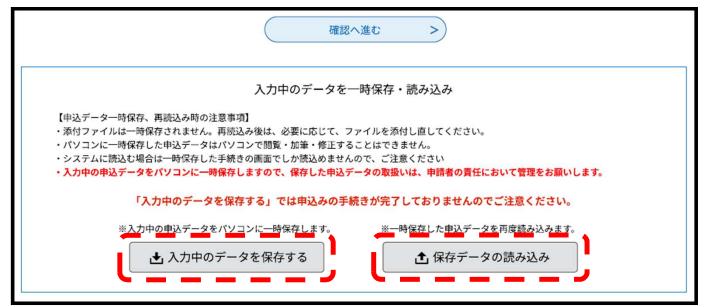
※入力内容についての問い合わせは、幼児保育課 にお願いします。

※お使いの端末により、画面やボタンの表示場所が異なる場合があります。

タイムアウトまで10分を切ると「延長を行いますか?」という内容のポップアップが表示されます。ここで0 K を選ぶと操作時間を180 分延長することができます。

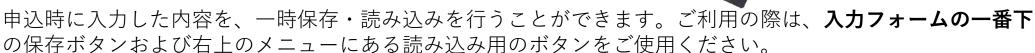
### ⑤ ログイン・申込内容の入力 (機能紹介2)

申込時に入力した内容の一時保存・読み込みを行うことができます。 ご利用の際は、**入力フォームの一番下のボタン**をご使用ください。



データの保存先は、お使いのパソコンの設定によって異なります。「保存データの読み込み」をする際は、 デスクトップやマイドキュメント、ダウンロード等、ファイルを保存したフォルダを参照してください。

### ⑤ ログイン・申込内容の入力(機能紹介2) スマートフォンの場合



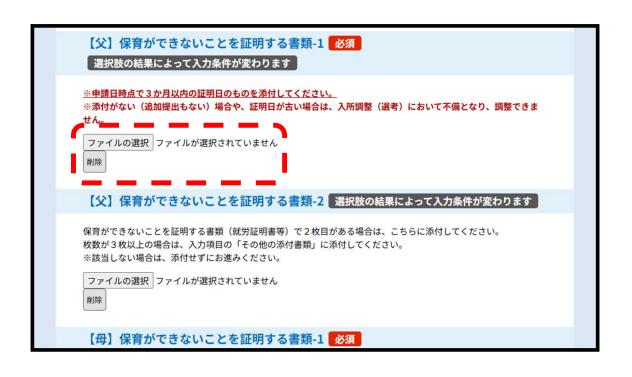


スマートフォンからの申し込みの場合、一時保存データの保存期間は7日間となりますので、ご注意ください。

#### ⑥ 申請内容の入力(画像の添付)

「保育ができないことを証明する書類」や「その他の書類(該当者のみ)」については、**原本を写真撮影し、画像データ**を添付してください。(PDFファイル等での添付も可)**※**画像を撮影する場合は、記載事項がすべて収まるように撮影してください。

- ○証明書類は、「入所案内」6~7ページを確認し該当するものを添付してください。
- ※証明書の再提出を依頼する場合がありますので、原本は大切に保管しておいてください。



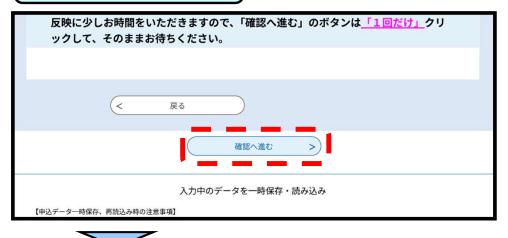
### 注意点

- ・添付ファイルの容量は、**合計50MB**となっております。あらかじめ添付ファイルの容量を調整してください。
- ・書類に不備がある場合は、メールにて返却しますので、提出前にご自身で内容をよくご確認ください。

書類不備の例:就労証明書の勤務日数や時間の 記載がない

#### ⑦入力完了・申込

必要事項の入力後、ページ下部の「確認へ進む」を選択してください。 続いて、申込内容を確認のうえ、ページ下部の「申込む」を選択してください。



#### エラーの修正について

入力が必須となっている項目が入力されていない 場合は、該当箇所が黄色く表示されます。

表示されたエラー項目をすべて修正しないと申し 込みが完了しません。





申込む



※マイナンバーカードでの認証ありの方は、公的個人認証パスワード入力に進みます。 パスワードについては、5回連続で間違えるとパスワードがロックされてしまいます ので、慎重に入力してください。

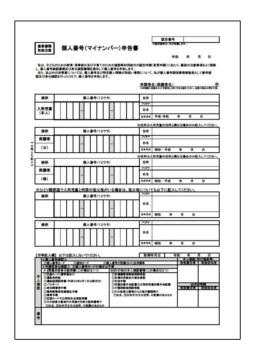
ロックされた場合は、住民票のある市町村窓口または全国のキオスク端末(マルチコピー機)のあるコンビニ等(セブンイレブン・ローソン・ファミリーマートなど)にてパスワードの初期化・再設定を行うことができます。

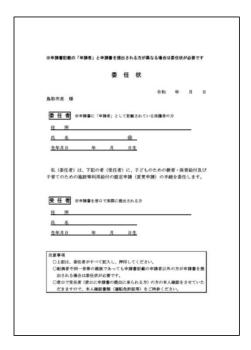
申込が完了すると、申込が完了したことをお知らせするメールが届きます。

整理番号・パスワードが記載されていますので受信メールは必ず保存しておいてください。

### ⑧ 個人番号(マイナンバー)申告書の送付 ※マイナンバーカード読み取りなしで申し込みの方のみ

申込完了後、「個人番号(マイナンバー)申告書」を鳥取市公式ホームページからダウンロード・印刷し、必要事項を記入のうえ、(A)申請者(代表保護者)の個人番号(マイナンバー)確認書類と(B)本人確認書類(個人番号カードまたは写真付き身分証明書等)を①「個人番号(マイナンバー)申告書」とともに、申込期間中に郵送または窓口にて幼児保育課に提出してください。※郵送の場合は、②「個人番号(マイナンバー)申告書」は原本、(A)マイナンバー確認書類と(B)本人確認書類はコピーを郵送してください。※申請者(代表保護者)以外が窓口で提出する場合は、「委任状」も必要になります。





書類は以下のURLまたはQRコードからダウンロードして お使いください。

#### 個人番号(マイナンバー)申告書

URL:https://www.city.tottori.lg.jp/www/c ontents/1725251343576/simple/newmyn umber.pdf

#### 委任状

URL:https://www.city.tottori.lg.jp/www/contents/1725251343576/simple/ininnzyou.pdf





### ⑨ 2 人目以降の申し込みをする場合 (利用者登録をしている場合)

きょうだいで2人以上の申し込みをする場合、最初に申し込みをした内容をコピーして申込むことができます。 ※1人目の申込を正常に完了しておく必要があります。



### 【手順】 <u>※1人目の申込完了後</u>

- ① 電子申請サービスにログインする
- ②申込フォームを選択する
- ③「過去の申込から入力値を自動設定する」を選択
- ④ 入力内容を 2 人目の情報に修正し、申込を完了させる

### コピーして2人目以降の児童の申込をする場合の注意

- ・申し込みをする児童の情報:2人目以降の児童の情報を修正してください。
- ・世帯員の情報:1人目の児童の情報を加え、申し込みをする児童の情報を世帯員から削除してください。
- ・希望施設:1人目の児童と異なる場合は、修正してください。

### ⑨ 2人目以降の申し込みをする場合<u>(利用者登録をしていない場合)</u>

きょうだいで2人以上の申し込みをする場合、最初に申し込みをした内容をコピーして申込むことができます。

※1人目の申込を正常に完了しておく必要があります。



#### 【再申込の手順】 ※1人目の申込完了後

- ① 「申込内容照会」を選択
- ② 1人目の申込時の整理番号・パスワードを入力し、「照会する」を選択
- ③ページ下部の「再申込する」を選択
- ④ 入力内容を**2人目の情報に修正し、**申込を完了させる

### コピーして2人目以降の児童の申込をする場合の注意

- ・申し込みをする児童の情報:2人目以降の児童の情報を修正してください。
- ・世帯員の情報:1人目の児童の情報を加え、申し込みをする児童の情報を世帯員から削除してください。
- ・希望施設:1人目の児童と異なる場合は、修正してください。

#### ⑩申込完了後、内容の修正が生じた場合

申込状況に応じて、お手続きの方法が異なります。※処理状況の確認方法は、次のページをご覧ください。

処理状況が**処理待ち**の場合

処理状況が**処理中(仮受付)・完了** の場合



#### 電子申請での修正が可能です。

【修正手順】

- ①申し込み完了メールより、申込内容照会URLを選択。
- ② 申請時の整理番号とパスワードを入力し、「照会する」を選択。 ※整理番号とパスワードは申し込み完了メールを参照してください。
- ③ページ下部の「修正する」を選択。
- ④ 該当箇所を修正後『確認へすすむ』→『修正する』を選択。

電子申請での修正ができないため、 <u>幼児保育課にご連絡ください。</u> (② 0857-30-8457)



**申込期間中に**申込のあった最新の内容で調整します。 書類不備の場合は、調整の対象になりません。 申込期間後に提出された場合は、次回の調整となります。

#### ① 申込の処理状況の確認方法

申込内容の処理状況を確認することができます。



### 【確認手順】

- ① 「申込内容照会」を選択
- ② 申込時の整理番号・パスワードを入力し、「照会する」を選択
- ③手続き名が正しいか確認し、処理状況を確認

#### (12) 申込内容の審査

順次申込内容のチェックを行います。審査の段階で不備があった場合は、幼児保育課からメールにてご連絡します。 例:就労証明書に、日数や時間の記載がない。添付された画像が不鮮明で読み取れない。など

例年、就労証明書の時間や日数の記載漏れや誤記が多くみられます。不備がある場合は、受理できませんので、お勤め先から発行された証明書の内容をご自身でよく確認してからご提出をお願いします。

#### ③ 結果の通知

結果は郵送でお知らせいたします。※選考結果に関する電話でのお問い合わせは受け付けておりません。

【4月1日入所】 ○1次申込 → 令和7年12月末 ○2次申込 → 令和8年2月中旬

#### 【各月途中入所】

入所希望月の**前月10日まで**に郵送または電話でお知らせします。

※希望する保育所等に入所ができない場合は、<u>入所希望月の前々月中</u>に電話します。